NISEKO

ニセコ町 議会だより

Niseko Town Council News

主なトピックス

町政への一般質問　P 6-11
総務所管事務調査を実施　P13-16

2026.11
No.207



ニセコ狩太神社例大祭にて「噛まれたら頭が良くなるんだって！」（9月10日）

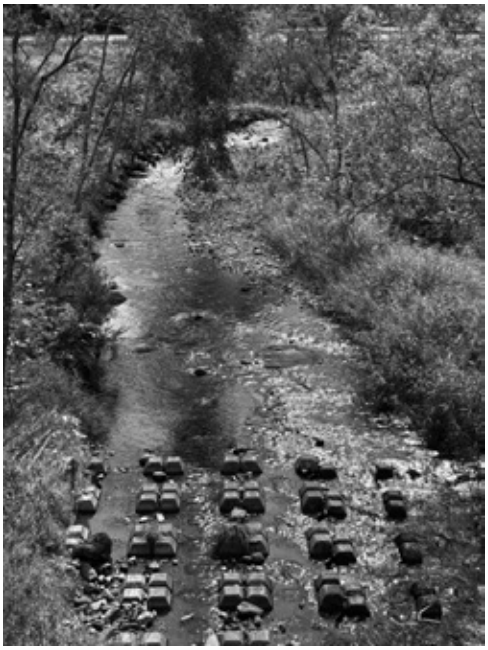
条例の制定や補正予算など18案件を可決、承認、同意、受理

【第5回定例会】

第5回定例会が9月3日から11日までの9日間の会期で開催されました。

定例会では、報告や専決処分の承認、委員の諮問、条例の改正、補正予算などの審議が行われ、すべて可決（承認）しています。

また、9月9日には6名の議員から10件の一般質問が行われました。



ニセコを潤してくれる水資源を大切にしましょう（イメージ）

PickUP 1

訴訟上の和解

〔所有権移転登記手続き請求控訴事件〕

ニセコ町が平成25年に取得した土地（水道水源保護地域）について、4代前の所有者から「第三者が無断で売買した土地である」との主張がなされ、登記名義の回復を求められていました。令和6年の第一審判決では当町が敗訴となり、控訴し裁判を継続していましたが、裁判所提案による和解案を双方が合意することに至りました。

［和解条項の一部］

・被控訴人はニセコ町に対し、土地（水道水源保護地域）については、ニセコ町が所有権を有することを確認

・ニセコ町は和解金として150万円の支払義務があることを認める

PickUP 2

職員給与条例の改正

〔寒冷地手当の支給基準を変更〕

これまで特別交付税に関する省令に基づき、国の基準を超えて寒冷地手当等の諸手当を支給する自治体に対しては、特別交付税を減額する措置が取られていました。しかし、近年物価高騰や地方の人材確保難という実態を踏まえ、国の算定方法が改正され、減額措置が廃止となりました。ニセコ町では職員に支給する寒冷地手当の支給基準は2級地ですが、上昇分の負担は増えるものの、特別交付税の減額措置がなくなりました。

そのため、生活実態が類する近隣自治体と合わせ、町の実態に即した1級地相当へと独自に引き上げる条例の改正が行われました。

人権擁護委員候補者の推薦に同意

人権擁護委員は、みなさんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局と協力して人権侵害から被害者を救済したり、啓発活動を行ったりします。任期は3年となっています。

巻　礼子 氏

教育委員の任命に同意

教育委員会は、行政委員会の一つとして町長から独立した機関で「政治的中立性の確保」「持続・安定性の確保」「住民の意向反映」に配慮して運営されています。任期は4年となっています。

教育委員　下田 伸一 氏（再任）

第５回定例会 審議一覧（９月３日～ 11 日）18 件

件　名	結果
所管事務調査の結果報告（総務常任委員会）p13～参照	報告受理 善処要望
令和７年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	報告受理
令和７年度各会計歳入歳出決算認定 令和７年度公営企業会計歳入歳出決算認定	決算特別委員会付託
専決処分した事件の承認について （訴訟上の和解　１件）	承　認
専決処分した事件の承認について （令和８年度一般会計補正予算　３件）	承　認
人権擁護委員候補者の推薦	適任と諮問答申
ニセコ町教育委員会教育長の任命	同　意 [全会一致]
ニセコ町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更	原案可決 [全会一致]
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 [全会一致]
ニセコ町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	原案可決 [全会一致]
ニセコ町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例 p４～参照	原案可決 討論あり 賛成6反対3
ニセコ町営住宅条例の一部を改正する条例	原案可決 [全会一致]
令和８年度一般会計補正予算（２件）	原案可決 [全会一致]

PickUP 3

決算特別委員会の設置

決算特別委員会は９月定例会で上程された令和７年度の歳入歳出決算の議案について、その認定審査のために設置された委員会です。決算の審査は、当該年度の予算の議決に基づく財務処理の全体を通して、その執行が適正、公平かつ能率的、合理的に行われたか否かの適否を審査するものです。

今後、委員会において各事業の審査を行い、12月定例会で報告します。

令和7(2025)年度決算の概要

実質収支に関する調書（一般会計）

	区　分	金　額（円）
1	歳入総額	10,424,445,871
2	歳出総額	10,184,396,025
3	歳入歳出差引額	240,049,846
4	翌年度へ繰り越すべき財源	78,007,000
	(1) 継続費逓次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	78,007,000
	(3) 事故繰越繰越額	
	計	78,007,000
5	実質収支額	162,042,846
6	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	



広報ニセコ10月号「私たちのまちの家計簿」を参照して下さい。

特別会計、公営企業会計の決算

国民健康保険事業
歳入　2億2,788万円
歳出　2億2,553万円

後期高齢者医療事業
歳入　7,773万円
歳出　7,764万円

簡易水道事業
歳入　9億7,539万円
歳出　9億2,023万円

公共下水道事業
歳入　2億9,556万円
歳出　2億8,882万円

和解金、熊本地震義援金、生ごみ袋の購入、国営農地再編事業、物価高騰子育て支援事業、災害復旧費などを可決

【第5回定例会】

令和8年度の一般会計補正予算として、第5回定例会では3件の専決処分を含む1億85万円の増額や地方債の変更について審議し、可決しました。

ここでは補正された事業の一部をお知らせします。



会計区分	令和8年度当初予算額	令和8年度補正後予算額
一　　般	84億5,000万円	85億3,796万円
国民健康保険事業	2億2,730万円	2億3,030万円
後期高齢者医療	8,610万円	8,610万円
簡易水道事業	18億6689万円	18億8,531万円
公共下水道事業	2億9,940万円	2億9,952万円

主な補正予算

一般会計（定例会）

【歳入】

国庫補助金（重点支援交付金）　464万円
物価高騰支援対策として行う子育て世帯への綺羅ペイ配布事業に充当

道補助金（農業費補助金・農業費委託金）　2，614万円
農業者支援に係る補助金を町が間接補助、国営緊急農地再編整備事業の補助金

繰越金　4，884万円
前年度決算の繰越金を財源に活用

国庫補助金（社会資本整備総合交付金）　△4，930万円
町道ニセコミライ通無電中化工事等の交付金が減額

町債　6，910万円
右に掲載の補助金減額により町債借入金を増額

【歳出】

和解金　150万円
所有権移転登記手続き請控訴事件の和解金を補正

全国高等学校定時制通信制各種大会出場経費補助　216万円
ニセコ高校のバレーボールと陸上において、全国大会出場が決定し、その出場に係る費用を補助

修繕料　143万円
堆肥センターにて使用しているホイルローダが故障したため修繕

熊本地震義援金　100万円
7月28日に発生した「令和8年熊本地震」で被災した地域や被災者のための義援金を補正

訴訟業務委託料　224万円
裁判における弁護士の増員分に係る経費を補正

生ごみ袋の購入　592万円
今後、在庫不足するおそれがあるため購入費用を補正

換地計画等作成業務委託料　515万円
換地処分登記の平板確定図面調整の作業が追加になったことからその経費を補

地域農業構造転換支援事業補助　1，269万円
農地を将来にわたって担う経営体を育成・強化する事業が採択となったことから、町が間接補助事業者となり、歳入歳出を同額補正

物価高騰対応子育て世帯支援事業補助　700万円
子育て世代の町内消費の支援等を目的に実施中のポイント付与事業について、交付金が追加配当となったことから、追加実施

土木施設災害復旧費　1，321万円
大雨による町道が被害にあったため修繕等に係る経費を補正

その議案や補正予算に質問！

ニセコ町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

小松議員　パブリックコメントについて、内容の説明を。

町民生活課長　事前の協議が足りないのではないかという内容だった。

小松議員　それに対し返答は行ったのか。

町民生活課長　個別の返答ではなく、ホームページにて回答を掲載。

榊原議員　①手数料倍増の数値的算定根拠は。

②施行時期の変更の経過と緊急性について。政策案件説明では9月に上程し11月施行と説明を受けたが、来年4月施行で上程された。これを施行する時期の緊急性はどのぐらいあったのか。

③事業者との対話及び過去の附帯決議の遵守の件について。昨年末、議会から事業者との意思疎通を強く求めるとの附帯決議を出したが、今回のケースについて、どのように町は認識しているか。

町民生活課長　①処理量の単価が5円値上がりしたため。

②パブリックコメントや政策案件等で、該当の方との説明や協議が足りないという意見をいただいた。施行日の変更については、事業者だけではなく一般の方も利用する場合もあるため、施行日までに説明をしていくということで上程させていただいた。

③これまで関係事業者とも料金の値上げに関し何度か話をしており、事前に提案もさせていただき、今回の上程に至った。

榊原議員　処理料は、処理事業者の値上げをそのまま反映したのか。ニセコ町が処理事業者に支払うお金とごみを出す事業者や個人の負担額の差損の累積はあるのか。

　また、事業者との対話は町として十分だったか。

副町長　事業者の負担額が倍になることは間違いない。処理事業者に支払う処理料は、令和8年度から1キロ当たり55円になった（令和5～7年度は50円）。この制度を使う事業者からは1キロ当たり5円いただき、差額の50円を町が負担している。

　一般家庭ごみのごみ袋は一番大きい45リッターは100円。そのうち処理料は大体3キロから4キロ入る想定で、25円から33円程度負担をしていただいている。

　処理事業者に払う差額をいつまでも放置しておくわけにはいかないので、今回利用事業者に5円分を足して10円いただくことにした。それでも45円分は町が負担。これについては、今後も検討の余地はあると考えている。

　累積と緊急性については、3年毎の協議により処理料が人件費高騰などの影響で上がってきており、平成27年度は1キロ当たり38円だったのが、今年度は55円。このままにはしておけないこともあって値上げに踏み切った。

　本来であれば、もっと早くに負担割合を上げることも必要であったと考え、緊急性はあるものの説明が足りないとの指摘を真摯に受け止め、その内容についてご理解いただけるよう説明する。

高木議員　値上げについては賛成。しかし、今問題になっているのは手続きについて。事業者へ根拠について説明、理解を求め、12月に上程で1月施行では間に合わないのか。

副町長　ルールのことだけ言えば間に合うが、今回9月に上程し、半年かけきっちりと説明をしたい。

町長　以前の協議で事業者から準備する期間も欲しいとのことから、11月施行から来年4月施行に変え、半年間の準備、周知期間があるという考えのもと、9月上程に踏み切った。処理料は今年4月からすでに値上がりしており、可及的速やかに行わなければ負担が大きくなる一方なので、町政を預かる者としては緊急性を持って進めるべきと考えている。



反対討論（小松議員・大野議員・榊原議員／内容まとめ）

　手数料の値上げに対しては賛成だが、今回の問題は事業者自体が納得しておらず、説明や合意形成のプロセスが足りないことにある。

　2025年1月末に町から事業者の施設課に手数料値上げについての打診があったが、その後事業者は、現状では無理がある、町の考え方が理解できないとメールで返信をしている。2026年4月に町は処理料金値上げのお知らせという通知文を郵送、事業者から何も音沙汰がないので8月に再通知をした。事業者とのコンタクトや協議をせず、いきなりの通知とは信頼関係に欠け配慮が足りないと言わざるを得ない。

　手数料の倍増は事業者の経営に直結する重大な変更でありながら、事前説明や意見交換の場すら設けず、僅か2週間のパブリックコメントという形式的な手続きだけで済まそうとしている。

　宿泊税の制度改正の際に、行政に対し関係事業者との丁

寧な説明や良好な関係づくり、意思疎通を強く求めるという重い付帯決議を付した。それなのに今回その付帯決議が軽視され、事業者との合意形成を著しく欠いた行政の姿勢には信頼性がない。

賛成討論（木下議員・高木議員／内容まとめ）

本改正案は、町指定ごみ袋に入らないごみを直接処理場へ搬入する際の手数料を引き上げる内容となっている。近年における深刻な物価高騰や人件費、燃料費の上昇に伴い、ごみ処理事業に要する経費が大きく増加している現状を考慮すれば、今回の手数料の見直しは避けられないものであり、極めて妥当な措置だと考える。

手数料の据え置きが続けば、その不足分は全町民の税金で補填することになる。ごみを多く排出する事業者や個人の処理費用の一部を適正に負担する排出者責任を明確にし、町民間の不当な負担の公平性を保つ観点から本改定は不可欠だ。手数料の適正化はごみの持込みを抑制し、分別やごみの減量、リサイクル意識を向上させる好循環も生み出す。

しかし、今回の条例提案に至るまでのプロセスについては、今反対討論された方々とほぼ同じような認識もある。上程を12月に延ばし、説明などがあってもしかるべきだったのではないか。町においては、町民や事業者に対し引上げ額についての客観的根拠を明確にし、改定の必要性を分かりやすく説明するとともに、丁寧な広報と周知に万全を期することを強く要望する。



発議・陳情の審議結果

第5回定例会では陳情1件と発議2件を議決し、各意見書を地方自治法第99条の規定に基づき、関係大臣等に送付しました。

軽油引取税の課税免除特例措置の継続を求める陳情

産業建設常任委員会に付託された陳情第1号は、採択すべきとする委員会報告のとおり議決され、委員会から意見案として上程されました。

提出者／北海道索道協会
会長　植田拓史ほか
採　決／採　択

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

産業建設常任委員会に付託された発議第3号は、原案可決すべきとする委員会報告のとおり議決されました。

提出者／ニセコ町議会議員
木下裕三
採　決／原案可決

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求める意見書

総務常任委員会に付託された発議第4号は、原案可決すべきとする委員会報告のとおり議決されました。

提出者／ニセコ町議会議員
斉藤うめ子
採　決／原案可決

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度創設を求める意見書

平均寿命の伸びと共に総人口に占める65歳以上の割合が30%近くに達し、超高齢化社会を迎えている我が国においては加齢性難聴者数も増加の一途をたどっています。加齢による難聴は高齢者の生活の質に大きな影響を与える重要な課題であり、聞こえの低下は単なる聴覚機能の問題にとどまらずコミュニケーションの機会が減少し社会的孤立や脳機能の低下による認知症リスクの上昇、心理的影響により、鬱病の発症など、連鎖的な健康被害をもたらします。75歳以上の高齢者の半数以上が何らかの聴覚障害を抱えていると推定されています。このような中で補聴器の使用は聞こえの向上や改善にとどまらず認知の低下を防ぎ、社会参加を広げるため重要な手段となっています。高齢者が元気に社会参加し活躍することは健康な体をつくり、医療費や介護費用の削減効果をもたらと言われています。

一般社団法人日本補聴器工業会の調査によると、国内の難聴者数は約1,430万人で人口の11.3%を占めています。補聴器を所有し使用している割合は約15%程度で欧米諸国の補聴器普及率が40%～50%以上に対して低い水準にあります。日本で補聴器の使用が進まない要因は補聴器の価格が片耳で20万～50万と高額であり、保険の適用がなく全額個人負担となっているためです。年金生活者や低所得の高齢者の経済的な負担を軽減することが求められています。現在、地方自治体独自の補聴器購入に対する助成制度が全国に広がっています。しかし聞こえの支援は住んでいる地域にかかわらず誰もが権利として受けられるようにする必要があります。よって、国においては政府及び国会に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設するよう強く求めます。

議員の日常活動と調査、住民の声や自身の考えをもとに
町長・教育長に方針を問います。
要約文章・掲載写真は各議員が編集をしています。

町政を問う！

一　般　質　問

YouTube 録画配信中！

一般質問は9月9日に行われました。
ＹｏｕＴｕｂｅトップの説明文章に議員名と時間を記入しています。時間をクリックしていただくと各質問のトップに移動します。
ＹｏｕＴｕｂｅ映像及び音声の著作権はニセコ町議会に帰属しています。法令上で認められた場合を除き、無断で映像や音声の切り抜きや転載はできません。

p 7　小松 弘幸 議員
・グリーンシーズンにおける旅行支援について

p 7-8　高木 直良 議員
・火災跡の除去・整地について
・住生活基本計画の実行について
・異常豪雨対応策の検討について

p 9　斉藤 うめ子 議員
・認知症対策について
・ニセコ町の住宅不足について

p 10　髙瀬 浩樹 議員
・開発事業における住民説明会について

p 10　木下 裕三 議員
・ニセコ町の公式ビジュアルの統一による広報戦略とブランド力の向上について

p 11　高井 裕子 議員
・ニセコハイツのエアコン導入について
・ニセコリゾート観光協会の新体制について

議会を傍聴しませんか

～次回定例会は12月上旬に開会します～

議会では「定例会（年４回／会期１週間程度）」「臨時会(随時／会期１日程度)」を開催しています。傍聴を希望される方は会議の開催日などをニセコ町のホームページでご確認いただき、ニセコ町役場３階の町民ホールへお越しください。

１階の展示ホールのテレビでも中継ライブを見ることができます。





小松 弘幸 議員

Q 宿泊客数増を図るために宿泊税の活用は可能か

A 観光審議会・宿泊税使途検討会で検討する

Q 令和8年度のグリーンシーズンは修学旅行ばかりで一般の宿泊者がほとんどおらず、宿泊事業者はこんな状況で経営を持続できるのかと頭を抱えている。宿泊者数を増やすためにも町独自の旅行支援を検討すべきではないか。

A町長 現時点では町単独で広く、一律に宿泊料金などを助成する形の旅行支援を実施することは難しい。助成規模によっては事業費が億単位になることも見込まれ、町単独で継続的に負担できるものではない。宿泊だけでなく、自然体験、農業、食、文化、スポーツなど町内で楽しめるコンテンツを充実させ、今後も観光協会や町内事業者とも連携し、ニセコに長く滞在し地域の魅力に触れ、効果が町内の事業者や地域経済に広く還元される観光政策を進めたい。

Q 旅行需要喚起策として、宿泊事業者の支援と国内観光客向けに割安で宿泊できる宿泊割引クーポン等の発行を来年度予算に組み込めないか。

A商工観光課長 町ではニセココレクションを実施しているが、さらに価値を高め、より一層地域の方の交流と宿泊とを組み合わせたものをつくり上げ、提供していきたい。

Q 重点支援、地方創生交付金のような予算があると一番いいが、地域経済の下支えすることも大変重要だ。宿泊客数の増を図るために宿泊税の活用が可能か伺う。

A商工観光課長 宿泊税は地域内交通の充実や受入れ環境の整備、観光地の魅力向上に使途を決めている。旅行支援に使えるかは、観光審議会、宿泊税の使途検討会で検討したい。



Q 昨年末市街地の道道66号線付近での火災現場、今年7月のニセコ地区モイワでの火災現場では消火後の家屋の状態で残され、景観上の問題や倒壊等が起きかねない状況に町民から疑問や不安が出ている。

法的措置や財政上の課題を整理した上で、当面の臨時的措置を町が対処すべきではないか。

A町長 近隣からも心配の声があり、現地確認等を行った。市街地の方は所有者了解の上、一部飛散防止の対応をした。モイワ地区については道路への飛散物の対応をしている。所有者が特定できており、厳格な法的要件の整理も必要など対応が難しい状況だが、引き続き、解体等処理対応をお願いしていきたい。

Q 空き家法上に「特定空家等」があり、「ニセコ町空き家対策計画」の「管理不全空き家等」の「等」には廃屋を含むとしている。焼け跡も廃屋に該当し、行政上の臨時の対応は可能と考える。観光地ニセコの景観的配慮、危険防止のため、急いで対処すべきだ。

Q 火災跡対処を早急に

A 所有者への勧告や目隠し塀などで対処する



高木 直良 議員

A都市建設課長 市街地の現場は、概算1500万円以上の費用がかかる。行政代執行した場合、必ず原因者から徴収しないといけないが、徴収は難しいので出入りできないような柵など検討する。

Q 迅速にやるべき。御苦労は分かるが、行政には責務がある。モイワの場合は以前から雪で壊れ廃屋状況で特措法に基づき早期に対処すべきだった。

A町長 特にモイワ地区は観光振興の観点からも懸念の声がある。

法的事務手続き上、所有者に勧告している。町道が接道しているので時限的に境界の敷地に目隠しを立てて、防犯上、景観上、観光振興の観点で指示をしている。



Q ニセコミライ街区本来の事業を進めるべき

高木 直良 議員

A 資金確保のためルーウェル建設は必要

Q 「ニセコ町住生活基本計画」で、「NISEKO生活・モデル地区構想事業」に関し「集住化と住替え―中心市街地等の戸建て住宅居住者（とりわけ高齢者少人数世帯）にモデル地区の賃貸／集合住宅への住替えを促し、空いた戸建て住宅に子育て家族に住んでもらう取組み」と明記し、ニセコミライ街区の「事業構想」（2019年）にも位置づけられている。しかし、直近のニセコミライ街区の事業には、こうした取組みが弱まっている。町としての評価と取組みを問いたい。

A町長 住替えや集住化について「環境モデル都市アクションプラン」で施策案として掲載、「住生活基本計画」では関連計画として整理・紹介されている。

ニセコミライ41戸には移住された方、2地域拠点者のほか、町内の賃貸物件等から住替え転居の方もいる。

しかし、想定していた取組みは、実現ができていないものもあるので、引き続き実現に向けて取り組んでいきたい。

Q 住替えのため、賃貸住宅の建設を増やすことはが必須な課題だ。当初計画にない共有性高級別荘ルーウエル建設は違うと思う。

A副町長 融資が難しい中で、分譲による資金確保と同じスキームの一つとして、ルーウエルを販売して賃貸建設資金を確保する。

Q SPC＊による3棟目賃貸建設に続き、新たに金融機関に融資を求めて4棟目5棟目を拡大継続していくという選択をすべきだ。ルーウェルありきではなく、賃貸住宅の資金を生み出す努力を提言していくのが町の役割ではないか。

A副町長 町の追加融資も含め、現状の資金調達は難しい状況だ。

＊SPC：(株)ニセコまちの中につくられた賃貸建設専門の子会社

SPC：ニセコミライ
第一賃貸事業運営合同会社
出資：ニセコまち 1,000万円
出資：旭化成ホームズ 3億円
◆賃貸住宅3棟建設

▲ 賃貸専門の会社として22年設立 金融会社からの長期融資も受ける



分譲住宅の工事が行われている

Q 最近の異常豪雨に備え危険箇所調査を

高木 直良 議員

A マップづくり経験を防災訓練に活かしたい

Q 今年は線状降水帯や想定外の強度の豪雨が千葉県などで大きな被害をもたらし、避難を呼びかける事態が後志管内でもあった。防災庁準備など、関係諸組織が研究や対策を始めている。ニセコ町も町独自で予想される危険箇所のリストアップや調査、対策の検討を進めるべきではないか。

A町長 道や国が指定した崖崩れや土石流、河川氾濫洪水浸水想定区域に基づき、「ニセコ町防災ガイドマップ」を公表している。内水被害は、町内にはアンダーパス道路がなく、下水道排水に雨水が入らない分流式のため、冠水等の被害の可能性は比較的低い。しかし、想定外に備え、危険箇所の把握を行って周知していきたい。

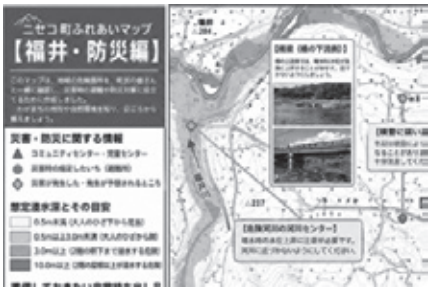
Q 立派な防災マップが配られているが、未経験の豪雨が連続し、マップに載っていないところでも崩壊や浸水、下水機能や浄化槽など排水上の危険もある。危険の可能性の把握と住民と行政の共有が非常に大事だ。ここは危ないという過去の情報を皆さんの知見も踏まえて独自のマップにし、9月1日の防災の日に現場を一緒に見て歩くというような取組みの工夫が必要だ。また、外国人を含む観光客対策も重要だ。

A総務課参事 北海学園大学、HBCや小・中学生のこどもまちづくり委員会が共同で現地調査し防災マップを作成した実績がある。地区の方に、昔の川の氾濫で危なかったなど知見をお寄せいただいた。今後、防災の日訓練などに活かしたい。観光客の訓練等も北海道や関係機関の協力を得ながら、対策を行っていきたい。

A上下水道課長 ニセコ町の下水道は、分流式により汚水のみのため雨が入らない構造で、報道のようなマンホール吹き上げは起きない。

※追加答弁

A都市建設課長 町道にも一部、歩道の下の排水管とマンホール箇所が見受けられるので、丁番付きの蓋かグレーチングの蓋で水圧に耐え得る構造に換えていきたい。



Q ニセコ町の認知症対策の取組は



斉藤 うめ子 議員

A 認知症サポーター養成事業を実施

Q 令和8年度版高齢社会白書によると日本人の65歳以上の人口は3622万人、高齢化率は29・4％で、5人に1人の割合で約700万人が認知症になると予測されている。認知症は誰でもなり得るもので、認知症の正しい理解の普及と啓発が重要である。認知症の予防、早期受診、診断、治療の取り組みへの対策を伺う

A町長 町では認知症サポーター等養成事業を実施し243名のサポーターを養成している。今後は小・中・高校のサポーター養成も検討している。ニセコ町社会福祉会、ニセコ町社会福祉協議会などと連携し介護相談会、声掛け訪問事業等の定期的見守り、早期受診、診断、治療の取り組みに繋げている。認知症初期集中支援チームを設置し認知症専門医の指導のもとに自立生活のサポートを継続している。認知症の方が尊厳を保持し希望を持って住みなれた地域で自分らしく暮らし続けられる社会の実現に向け取り組んでいきたい。



Q 実際にその効果の実態が伝わってこない。ニセコ町の65歳以上の高齢者は1270人で、高齢化率は28・5％。認知症が5人に1人の割合だと254人いることになる。町内の独居高齢者は304人で内75歳以上が155人いる。地域で認知症高齢者を支える体制はどれだけ町民の中に浸透しているか。

A保健福祉課長 非常に難しい質問である。町民の方々に認知症への理解と知識を広めサポーターを増やす支援体制が取れれば良いと思っている。

Q 住宅不足の対策に不在住宅の活用を

斉藤 うめ子 議員

A 課題を整理し住宅不足対策に取り組む

Q 町内に住みたくても住宅不足のため、町外に居住せざるを得ない方々が多数いる。一方で町内には不在住居や別荘等が多数見られる。

ニセコ町に移住・定住を希望する方たちのために普段住んでいない住宅を必要とする住民に行き渡る仕組み作りについて伺う。

A町長 住宅不足は大きな課題である。居住用として利用できる空き家戸数は現状把握していない。「後志空き家バンク」の実績は多くない。

Q 町民のみなさんに役場に相談窓口があることをお知らせする必要がある。

不在住宅はもったいない。どこにどんな空き家や不在住宅があるかを把握するための再調査が必要。役場職員だけで調査するのではなく、各地域の自治会や親交会に協力してもらい、町が本気になって地道な努力で住宅不足解決に取り組んでいただきたい。

A都市建設課長 窓口については、空き家と思われる家屋へパンフレット等を郵送している。その他、ホームページやラジオニセコなど検討する。

A町長 議員の言う通りと受け止めている。

いくつか空き家住宅の売買について、町への相談があり手順を踏んで進めている所である。しかし、近年の不動産価格の市場実態等もあり、成約に至らない場合もある。

不在住宅等は私有財産であり、町の強制力はないが、課題を整理し、住宅不足対策に取り組んでいく。





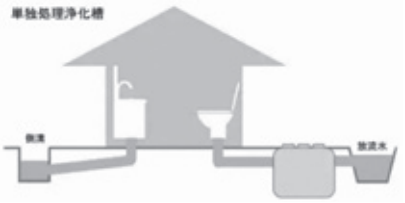
髙瀬 浩樹 議員

Q 浄化槽の適正使用を促す対策はあるか

A 強要はできないが善処したい

Q 近年次々に開発が進められているが、①「住民説明会開催」と「既存景観の影響が軽微のため住民周知のみ」の判断の基準は。また、住民への周知方法は。②町水道を使う場合と地下水に切り替わるその基準は。③浄化槽の基準と地下浸透を進める理由は。

A町長 ①景観条例の規定値を超えたものには説明会の開催を求めている。周知は事業者から関係住民へしてもらう。②対象地域がニセコ町の給水対象区域に入っているかいないかの判断をし、区域外の場合は地下水等自己水源を利用してもらう。給水区域内の場合は建築する物件等の水栓規模により、水道給水の可否を判断し、給水が不可となった場合地下水等で賄ってもらう。③河川法24条や26条、ニセコ町普通河川管理条例第8条に基づき、河川への放流は規制されている。自分の敷地から出る水については基本的には自分の敷地で処理をしてもらっており、敷地内での浸透が難しいようであれば届出を提出してもらう。



Q ニセコの土壌は粘土質が多いので地下浸透には向いていない。

また、古い家は次から次へと売買されるので、古い単独浄化槽のままシェアハウスとして使用されるなど、浄化槽が間に合っていない状況がある。解決策はあるか。

A都市建設課長 地下浸透の状況は把握しているが、強制はできない。浄化槽については建築ガイドラインに高度処理などの検討が努力義務となっている。

Q 高度処理浄化槽はなかなか難しいらしいので、大きめの浄化槽を進めるのが妥当ではないか。農業者からは心配の声もあるが改善策は。

A都市建設課長 本来自分のところで高度処理等をしていただくのが好ましいが、現状は難しい部分もある。役場としてもなるべく善処したい。



木下 裕三 議員

Q 町として公式ビジュアル統一が必要ではないか

A まずは名刺から改善していきたい

Q ニセコ町が発信するビジュアルは、町の信頼と評価に直結する。対外的なツールには改善の余地が多々あるが、町長の考えを伺う。

A町長 公式ビジュアルには改善の余地はあると考える。まずは、既存の町章・シンボルマーク・ロゴマーク・キャラクターの役割を整理し、共通のデザインガイドラインや各種テンプレートを整備したい。

Q 例えば、対外的に重要な役割を持つ名刺に関しても、デザインの統一性や各職員が自ら印刷するなど課題がある。

若手職員のプロジェクトチームで、様々な対外的なツールやビジュアルをチェックする方法も有効ではないか。

A副町長 若手の育成という点で、考えていく事も良いアイデアと考える。

Q 観光協会含めて、ニセコ町全体の発信、ビジュアルの改革をぜひ推し進めていただきたい。

A町長 観光協会を含め、発信についてまだまだ改善の余地があると考えている。しっかりと体制を整備し、進んでいきたい。

まずは名刺から、来年度予算の中で見直しを図りたい。

NORTHERN REBORT NISEKO
シンボルマーク

NISEKO HOKKAIDO JAPAN
ロゴマーク

町章

Q ニセコハイツにエアコン導入を



高井 裕子 議員

A 入居者と職員の健康と命のため検討する

Q 近年、ニセコでも30度を超える日が珍しくなく、「ニセコは涼しいから大丈夫」という常識は通用しない。高齢の入居者は熱中症の危険が高く、職員も広大な館内を一日2万歩も動き、ファン付きベストで作業するなど過酷な環境だ。離職も増える中、命と健康を守るため施設全体へのエアコン設置を急ぐべきだ。

A町長 これまでスポットクーラーや各リビングへの窓用エアコン等の設置を進めてきた。入居者と職員の命と健康を守る必要性は認識している。現在、ニセコハイツやデイサービスの今後の大規模改修や建物更新など、大きな方針を幅広く検討しているところだ。その中で、空調設備の設置に向けても具体的に検討していきたい。

Q 今年の夏は何とか乗り切れたが、来年に向けて少しでも過ごしやすい環境となるよう、具体的に歩みを進めてほしい。

A保健福祉課長 入居者には寒がりの人もおり、暑さの感じ方には個人差が大きい。入居者と職員の健康を守るという認識のもと、多様なアイデアを出しながら、より良い空調設備となるよう引き続き検討を進めていく。



ニセコハイツ内の長い通路



Q 町長自ら観光協会取締役就任の意図は

高井 裕子 議員

A 2年を上限として組織再編に力を注ぐ

Q 今年の取締役会において、株式会社である観光協会に副町長に加え町長自身も取締役に就任した。チェックや役割分担の面で丁寧な対応が求められる中、町長自らが役員に就いた意図は何か。また、新体制のもとで観光をどう進め、町民の暮らしや地域経済にどう還元していくのか。

A町長 観光協会は設立以来、利益の伴わない地域振興事業を担う重要な存在だが、昨年度は約600万円の赤字となり、事務局長も頻繁に変わるなど事業継続に難しさがあった。プロパー職員への移行や会社体制の見直しを図るため、経営経験のある私が取締役として参画した。町長・副町長2名の就任は体制が整うまでの暫定措置で、長くても任期の2年間を上限と考えている。新体制については、社員や他の取締役と共にビジョンの実現を目指す。

Q 町民や議員からは不透明な部分があるとの心配もある。今後、どのような成果をどのような形で町民へ「見える化」していくのか。

A商工観光課長 組織体制を2部から4部門へ再編し、地域の事業者と深く関わり経済循環を生み出す組織を目指す。取組みの周知は、昨年に続き「観光カフェ」などの場を通じ、説明の機会を設けていく。

A町長 就任後、経営会議等を通じて課題解決に当たっているが、想定以上に体制整備に時間を要している。ラジオ運営と観光振興の機能統合や事務所集約など、足元の課題解決にリソースを割いているところだ。冬の観光を迎える前には、組織編成や展望について発信の機会を作りたい。



観光協会事務所があるニセコ駅

第5回定例会　行政報告（一部抜粋）

令和8年度普通交付税の算定状況について

前年比で2億8567万2千円増額しています。令和7年に実施された国勢調査の速報値を用いたところで、約300人の人口増となり地域振興費や包括算定経費が増えたほか、ニセコ町立ニセコ国際高等学校の開校に伴い教員の数が増え、学校費が増額になったことが主な要因とされています。

所有権移転登記手続請求控訴事件について（最終）

和解が成立し、7月14日には町民向けの説明会を開催しました。全国、町民の大半の方から署名のご支援をいただき、最終的には水道水源の保全という最大の目的を達成できたことを感謝いたします。

新消防庁舎の整備について

建物自体はおおむね完成し、整備も最終段階に入っています。外構工事、機材等の搬入を進めており、11月からの新しい運用について計画をしているところです。

地域の持続的発展を考える自治体連絡会研修会

2031年度に過疎指定から外れる見込みが高いということを踏まえ、同様の自治体と一緒に意見交換や要望活動をしています。

※過疎指定を外れると、国からの財政支援や優遇措置が段階的に縮小し、インフラ整備や町の運営に大きな影響が生じます。

町内の住宅不足に関する要望活動

8月2日、中村裕之衆議院議員に対し、町の住宅不足の現状を伝え、課題解決に向けた提案・要望を行い、意見交換をしました。

その主な内容としては、国の公共事業である北海道新幹線工事の仮設住宅は工事完了後に撤去されていきますが、それらの再利用に関する緩和や財産取得に関する可否の明確化についてです。地域特有の課題ということで要望をしています。

また、これに関連し、公営住宅入居の収入基準が、近年の物価高や賃貸相場の上昇、家族構成等の実態と乖離しているなどの問題について、国も探っているという話もあります。



（イメージ）

にぎわいづくり起業者等サポート事業の実施状況

8月末時点で、事業所新設1件・事業継承2件・空き店舗利用1件、計5件の交付決定をしています。これは当初の想定を上回る実績です。さらに相談もきている状況で、新築や改装等に係る工事費の一部を助成することで、地域の商工業の振興支援をさせていただいております。

観光審議会等の開催

6月中に観光審議会と「みんなで考える宿泊税の使い道」という意見交換会、観光カフェにて宿泊税のシステム説明会を開催しました。このように、宿泊税に関してはしっかりと意見交換や説明会を開催したり、個別相談も承っています。

※昨年12月の定例会で、ニセコ町宿泊税条例の改正（段階定額制から定率制に変更、令和8年11月1日宿泊分より適用）が可決されたことに加え、議会は事業者との意思疎通・情報共有を求める付帯決議を議決しました。



事業者向けの宿泊税のシステム説明会を開催しました

〔陳情・請願〕



委員会付託審議 → 本会議可決 → 町に提出

委員会付託審議 → 本会議否決

議会を通して町政についての要望や意見を町へ伝える制度として、「陳情」・「請願」があります。同じ取扱いをしますが、「請願」は紹介議員が必要です。

「町」への要望を文章にしてみませんか？

詳しくはこちらをご覧下さい

まちの仕事の詳細を調査しました

【総務常任委員会　所管事務調査報告】

所管事務調査ってなに？

ニセコ町議会では２つの常任委員会（総務、産業建設）を設置しています。所管事務調査は各常任委員会が自主的にテーマを設定し、それぞれに役場の仕事などについて調査を行うものです。

調査期日
7月7・8・10・17日
（4日間）

出席委員
小松弘幸委員長
榊原龍弥副委員長
高木直良委員
大野幹哉委員
篠原正男委員



中学校体育館2階の安全性を確認

調査事項

総務、財務、税務、企画、社会福祉、保健衛生、環境衛生、交通安全、住民基本台帳・戸籍、学校教育、社会教育、子ども・子育て支援、その他総務常任委員会の所管する事務。

調査方法は担当課からの業務内容の説明・近況報告ののち、質疑応答を行う。また学校などの現地調査も実施。

調査結果・善処要望

総務課関係

①役場業務の多様化による事業増加や慢性的な時間外勤務の実態を踏まえ、事務事業評価などによる業務の軽減、スクラップ化を行い、職員の負担軽減と効率的な業務改善に努めること。

また、新庁舎に移行してから職場全体の把握ができない状況が見受けられるため、総務課を含めた日々のコミュニケーションを通じて、働きやすい職場環境づくりに努めること。

②ＤＸ化・ＡＩ活用など行政のデジタル化が進む中、システムのバックアップやセキュリティ対策などはますます重要性を増していると考えられるため、情報管理体制の充実・強化に努めること。

③新消防庁舎の外構について、樹木の管理や清掃などが行われるよう、管理体制を構築すること。

町民生活課関係

住民票などはコンビニエンスストアでも交付できる仕組みは有効である。町民への周知など利用率の向上を図り、窓口業務の省力化に努めること。

企画環境課関係

①気候変動対策として脱炭素の取り組みを推進するため、公共施設に設置されているヒートポンプユニットについては、その機能状況を十分に検証したうえで、暑さ対策を効率的に行うことができる冷房機器への変更等を検討し、計画的な更新・改修に努めること。

②防災ラジオは防災情報伝達ツールとして、ニセコ町の防災対策の重要な柱となっているため、貸出率の向上に努めること。

学校教育課関係

教職員の超過勤務等の業務実態をより詳細に把握・分析し、その結果を踏まえ、ＤＸを活用した校務の効率化とメンタルヘルス対策の強化を図るなど、教職員のより一層の働き方改革に努めること。

高校教育課関係

今年４月に開校したニセコ国際高校については、新たな高校運営に関する町民の理解が深まるよう、より一層丁寧な情報共有及び説明に努めること。

生涯学習課関係（①は各課共通事項）

①各事業の実態を把握し、課題と問題点を明確にすることや将来の需要と供給のバランスを考慮した事業計画を策定

し、計画的かつ効率的な事業推進に努めること。
②施設の維持管理については、委託事業者任せではなく現状の確認や指導などを行い、適正な施設維持管理を行うよう努めること。

※質疑からの抜粋

人手不足・新消防庁舎の安全管理・防災（総務課）

Q　どの課も人手不足と言われるが、総務課はとりまとめの課として客観的に何か認識しているか。

A　定員に満ちていないという認識もあるが、一人ひとりの業務負担が非常に重たくなってきている。行政ニーズは高まってきており、多様化しているので、昔よりは便利になっているからと言って、一概に負担が軽くなっているとは言えない。

Q　中堅層の早期退職や中途退職が多いが、要因は把握しているか。また、対策は考えているか。

A　要因自体は個人個人の問題だが、複合的な問題があると思う。近年転職に対するハードルが下がってきているのも要因の一つと考えられる。
　業務効率化、生産性を高める、やりがいを高めるというプラス部分と、様々なハラスメント対策についてもかたちにしていく。かつ、町民の皆さんが利用しやすい役場にしなければならないので、その両面のバランスを取りながら進めている。

Q　新消防庁舎から緊急車両が出動するときの安全対策は。

A　出動の際はサイレンを鳴らす前に「出ます」というアナウンスを出している。出動しない予備隊員が車道の確認、誘導しているところもある。運用面での安全管理の関するご意見として、消防に伝える。

Q　防災計画・防災マニュアルに、議会議員の役割について何か定めておく必要はないのか。

A　現在は特に記載をしていない。非常時の情報は議会事務局で伝達等検討することになる。議会議員の皆さんはそれぞれの地区の情報や意見、避難所の運営にあたって協力をいただくことになろうかと考えている。


土砂災害を想定した中央地区の防災訓練
（令和４年８月）

ボランティアとサポーター・成年後見人制度など（保健福祉課）

Q　地域福祉活動促進に関する各種ボランティアや認知症サポーター養成は、社会福祉協議会や福祉会などと関わっているが、そういった方は一般町民を対象に募集しているのか。必要としている方の人数把握はできているのか。

A　現在ニーズ調査の段階。要介護2や要支援以外の方でも、一人暮らしをしている中で不便なことがあると思うので、そういう情報を町内会等を通じて拾い、必要数と内容を具体化していく。ボランティア募集の周知もこれからかけていく。

Q　ボランティアは何をするのか、認知症サポータはどのような作業があるのか。

A　介護予防ボランティアは町で実施している貯筋教室のスタッフ補助。あと自主的に集まって運動をしているサークルの運営をお願いしている。
　認知症サポーターは、まず認知症に関して養成講座で正しく理解をしていただき、困っている方がいたら見守っていただきたい。集まって何かするというものではない。

Q　成年後見人制度はうまく機能しているのか。本人としては融通が利かず、非常に不満を持っている方もいる。

A　後見人は認知症の診断によって3段階ある。金銭管理等自己決定が難しくなっている状況を裁判所が判断する。身寄りのない方は町長申し立てで事務手続きの代行などを実施している。
　認知の軽い方にとっては不自由さを感じるということは聞いている。申請にあたっても十分な説明と慎重に検討する必要があると考えている。

Q　高齢者緊急通報システムは現在6台が貸し出し中とのことだが、普及させるための活動はどのように行っているか。また、これに代わるスマホを利用した通報システムなどはあるのか。

A　6台くらいの活用で推移してきている。利用開始のきっかけは、保健師の自宅訪問などで話し合いを重ね、希望する方が設置されている。広報活動はこれまであまりできていなかったので、今後広めていきたい。
　電気や水道の利用状況から察知するなど、いろいろなものが出てきているが、今後ニセコ町に一番合っているものを見極め検討していきたい。

Q　70歳以上への綺羅乃湯入

館料の助成について、行きたくても行けない方もいるので、施設を利用しない方には商品券の配布等に代えることはできないか。

A　当時、町内の銭湯がなくなったときに綺羅乃湯ができ、利用促進のために利点がある入館料の助成を行ってきたという経緯がある。商品券に変更するのは事業の趣旨が変わってしまう。

評価替えによる固定資産税への影響（税務課）

Q　評価替えの影響は町民の固定資産税にどのくらい影響が出るのか。その傾向は。

A　影響してくるのは宅地の部分。ただ、評価額が上がったことにより一気に評価額並みの税金が課税されるのではなく、課税額のもととなる非課税標準額が段階的に上がる負担水準措置をとっている。年に一割程度。

Q　市場取引が激しく上がっているが、路線価格を標準にするということでよいか。

A　実際の取引価格よりは断然低い価格になる。地区によって価格バランスがあるので、その地点ごとに価格を決めている。

マイナンバーカードに係る業務（町民生活課）

Q　マイナンバーカードを使って、コンビニで住民票と印鑑証明書を取得できるようになったが、業務の作業量は減っているか。また、案内はしているか。

A　電話等の問い合わせには選択肢として案内をしている。コンビニ交付のためにはカードと4桁の暗証番号が必要だが、暗証番号を3回間違えると役場窓口でリセットしなければならない。カード発行・更新業務のほかにそういった業務もでてきているので、業務量の軽減にはつながっていないと思う。

あと、転入転出の手続きも一人にかかる時間が長く、事務量も大変多い。



町民センターの空調関係・ホームページリニューアル（企画環境課）

Q　町民センターの地中熱ヒートポンプが故障しているので、修繕をかけたいとのことだが、修繕して今後も使い続けていくのか。エアコンに置き換えるという選択もあるのではないか。

A　施設の所管課で検討することになるが、新たな再エネ導入については協議していく。現状に応じて対応、整理していく必要はあると考えている。

Q　調査のためのボーリング跡は熱を採取したり再活用はできるのか。

A　利用可能な熱エネルギーがあるのは調査で分かったが、即座に使える状態ではないので、そこの部分を検討している。なんとか使いたいが、課題も多々ある。施設や整備、ランニングコストを考えたら利用しないということもあり得る。今年度中には方向性を見出したい。

Q　地中熱ヒートポンプのCO2削減が果たす役割は、ニセコ町の政策において一定程度の役割を果たしているか。

A　町のCO2削減に関する重要な位置を占めていると思う。ただ現状で支障があるなら変えていく。その場合は、現在より省エネが期待できるものを検討する。

Q　ホームページのリニューアルでは、検索機能はどのくらい改善されるのか。現在の検索機能ではなかなかたどり着けない。

A　これまでは既存のものに無料で備え付けられているものだったが、今回は精度の高い外部の検索システムを採用した。グーグル検索とほぼ同等のものとなっている。

それに加え、ホームページの中の情報もかぶっているものは削除したり統合して整理した。

教員の働き方改革・連続した学びの確保など（教育委員会）

Q　教師の超過勤務と悩みなどとの関連性は把握しているか。その対応はどのようにしているか。

A　超過勤務との直接的な関係は把握していない。各学校の時間外勤務の状況は毎年調査して表にしている。何にどのくらい時間をかけているかという把握はしていないが、その辺も含め働き方改革について検討したい。

また、年に一回行っているストレスチェックで高ストレス者になった場合、倶知安厚生病院の精神科の先生と面談

できる体制をとっている。面談を重ね改善を図っている。また、悩みなどがある場合はまず管理職に相談していただく。

Q　あそぶっくの指定管理は、NPO法人あそぶっくの会に委託をしているが、職員の配置等管理体制はどうなっているか。

A　指定管理業務の中に人件費を含めているので、あそぶっくの会が雇用している職員が施設管理を行っている。館長一名と事務は八名程の方が分担して行っている。それ以外に町の集落支援員を一名派遣し、あそぶっくの業務をしながら、学校の図書館整備など学校との連携を担っている。

Q　幼児センター・小学校、あるいは小学校・中学校の連続した学びと育ちの確保について、実際にできているのか。それぞれに責任を持って体制をつくりあげて行かないと、同じ繰り返しになる。

A　幼児センター・小学校のつながりは以前よりできていると思う。小学校・中学校の場合はまだラインができ上がっていない。みんなで集まって学習会をしようという気持ちは出てきているが、教員の移動があるのでうまく引き継げなかったりという状況がある。



体験入学（ニセコ小学校）

Q　パークゴルフ場の芝管理がずさんで管理が行き届いていない。手作業でやるしかない部分もきれいにしてほしい。

A　コース自体も結構年数が経っているので、芝の地面自体が荒れている。現状で芝を刈っていただいている状況だ。個別での問い合わせは1件あったが、有島記念館のカフェの運営方針や基準等から、いったんお断りした。今後店舗を入れる場合には、きちんとした基準等を公表し募集をかけたい。ただし、前任者のお話では、採算という面ではなかなか難しいということだった。

Q　有島記念館のリニューアルについて、レンガ造りの古い部分は耐震性がないと聞いたが、どういうレベルで検討をするのか。

A　一番古い常設展示室で築48年、そのほかの部分も築30年ほど経過している。全体の改修も課題だが、特に常設展示室は当時の斬新な設計施工で文化的価値も高いと考えている。今年度、文化庁の専門家の方を招いてアドバイスをもらう機会を設け、今後の利活用について考えていきたい。

Q　有島記念館のブックカフェが年度末でなくなったが、後継者はいないのか。入館数にも非常に効果があったと思う。

議会日誌（一部抜粋）

7月
26日　全町ソフトボール大会開会式（議長挨拶）

8月
7日　子ども議会（議長挨拶）



18日　議会広報研修会（札幌市／高井議員）
21日　羊蹄山麓町村議会議員研修（蘭越町／9人出席）



25日　後志広域連合臨時会（倶知安町／議長出席）
27日　議会運営委員会全員協議会

9月
2日　ニセコ町敬老会（議長挨拶、他4名）



3日　第5回定例会（11日まで）
4日　議会運営委員会
各常任委員会
決算特別委員会
ニセコハイツ敬老会（議長挨拶）
5日　幼児センター運動会（小松委員長）
14日　鈴木農林水産大臣時局講演（倶知安町／議長出席）
15～17日　産業建設常任委員会所管事務調査

10月
8・9日　後志広域連合議会視察研修（奈井江町ほか／議長参加）

町民活動紹介 No.26

ニセコスイーツマルシェ実行委員会

ニセコ町にはショーケースに並ぶようなケーキ屋さんが少なく、ケーキを選ぶワクワク感を届けたい」との思いから、2024年10月に誕生した「ニセコスイーツマルシェ　あま市」。町内のパティシエらが集結するこのイベントは、当初手探りのスタートでした。

仲間との出会いや横のつながりを経て、あま市限定のスイーツを開発し、販売をしています。回を重ねるごとに絆も深まり、アイディアもわいてきます。スイーツを通じた共存・共有・共創の精神で、作り手も買い手も、関わる皆さんが楽しめるイベントにしていきたいと、代表のマイトリエ五十嵐さんは語ります。

今年は6月21日と10月27日に行いました。まだまだ不定期ではありますが、これからも町に美味しい笑顔と、新たな活気を届けていきたいです。


ショーケースに並ぶあま市限定スイーツ


企画、試作を重ねる


お客様が選ぶ楽しさ


ミニサイズのスイーツコフレ企画

表紙紹介



9月10日、ニセコ狩太神社例大祭は秋晴れに。恒例の赤坂奴、神輿や踊り山の行列にご近所の老若男女が沿道に出て楽しみました。

獅子に頭を噛んでもらおうとこどもが大勢集まってきました。怖がる子もいるのかと思いきや順番待ち。獅子舞は日本の伝統的な民俗芸能で、悪霊を追い払い、豊作や健康を祈願して行われます。頭を噛むのは、邪気を食べて取り除くためとか。どの子もみんな元気に成長してほしいものです。

編集後記

ボーヴォワールの「老い」を上野千鶴子さんの解説で読書会を開いている。老若男女関心の高さに気づかされる。だってみな明日のわが身だから当然のこと。

超高齢社会が進む現在、「老いて何が悪い！年齢に抗わない、怯むことなく、堂々と老いさらばえよ！」と背中を押され、「役に立たなきゃ生きてちゃいかんか！」と開き直って生きる高齢者に、文明社会はどう処遇するのか。高齢者は「老い」という未知の冒険に果敢に立ち向かっていくしかない。「希望」という一条の光を見据えながら！（斉藤うめ子）

議会だより編集委員
委員長　高木　直良
副委員長　高井　裕子
委員　斉藤うめ子
委員　木下　裕三

議会HPは
こちらから
ご覧になれます

■編集・発行　議会だより編集委員会
北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地
0136-56-8836
■印刷　㈱総北海